

単価契約書（A重油の購入）（案）

沖縄県公営企業管理者 企業局長 松田 了（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、
乙がA重油（以下「燃料」という。）を甲に供給し、甲が買い受けることについて、次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

（1）品名及び契約単価

品名	単位	契約単価（円）
A重油	ℓ	（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円）

（2）納入期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

（3）納入場所 北谷浄水場ほか4施設

①北谷浄水場：北谷町字宮城 1-27

②海水淡水化センター：北谷町字宮城 1-27

③伊波増圧ポンプ場：うるま市石川字伊波 153-275

④山内増圧ポンプ場：沖縄市南桃原 4-26-3

⑤新垣増圧ポンプ場：中城村字新垣 595

（4）納入量 1回の納入量は甲の発注した数量とする。

（5）契約保証金

（納入方法）

第2条 乙は、前条第2号の契約期間中甲の発注あるごとに、その都度甲が指定する日までに燃料を納入するものとする。又、緊急給油連絡があるときは、土曜日、日曜日、祝祭日、夜間及び暴風雨時等であっても速やかに燃料を納入するものとする。

2 乙は暴風雨、地震、落雷、洪水、火災その他やむを得ない事由により、甲が指定する日までに燃料を納入することができないときは、他から同等品を入手して甲の事業に支障のないように供給するものとする。この場合、これに伴う契約外の一切の費用は、乙が負担するものとする。

3 燃料の受渡は、乙の納品書に甲の職員が記名押印（又は署名）し受渡の証とする。

（品質規格と検査）

第3条 甲は、燃料の納入を受けたときは、直ちに乙の職員の立会のもとに検査を行う。

2 甲の納入する燃料の品質規格は、仕様書に適合するものとし、初回納入時にその事が分かる資料を乙に提出すること。

- 3 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 4 検査に合格したときは、甲は、燃料を受領し、直ちに受領書を乙に交付する。
- 5 燃料の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

(危険負担)

第4条 前条第3項の受領の前に生じた燃料の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

(損害賠償)

第5条 乙は、納入の際、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(代金支払)

第6条 乙は、毎月10日までに前月に納入した数量に対する代金の請求書を甲に送付するものとする。

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(納入遅延に対する遅延料)

第7条 乙の責めに帰する事由により納入期限までに燃料を納入することができない場合は、乙は甲に対して違約金を支払わなければならない。

- 2 前項の違約金は、沖縄県財務規則第109条に基づき徴収する。

(事情変更)

第8条 甲は、必要があるときは、納入燃料の数量を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。

- 2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議のうえ、契約単価の変更を行うことができるものとする。

(解除等)

第9条 次の各号のいずれかの事情が生じたときは、甲は、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (3) 乙が品質、数量に不正な行為をしたとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙が甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 第1項第2号の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は甲にその損失の補償を求めることができない。

(費用の負担)

第10条 この契約の締結に要する費用及び燃料納入に至るまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

甲 沖縄県公営企業管理者
企業局長 松田 了

乙